

議案第 103 号

渋川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
渋川市下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 22  
6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 渋川公共第 5 負担区の項の次に次のように加える。

渋川公共第 6 負担区	400 円
-------------	-------

別表第 1 渋川特環第 5 負担区の項の次に次のように加える。

渋川特環第 6 負担区	400 円
-------------	-------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業の認可変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
負担区の名称	1平方メートル当たり単位負担金額	負担区の名称	1平方メートル当たり単位負担金額
渋川公共第1負担区	300円	渋川公共第1負担区	300円
(略)		(略)	
渋川公共第5負担区	400円	渋川公共第5負担区	400円
渋川公共第6負担区	400円	伊香保公共第1負担区	126円
伊香保公共第1負担区	126円	(略)	
(略)		渋川特環第5負担区	400円
渋川特環第5負担区	400円	伊香保特環第1負担区	うどん業者及び水沢寺 225円
渋川特環第6負担区	400円		上記以外 175円
伊香保特環第1負担区	うどん業者及び水沢寺		
	上記以外		